

肉用牛売却所得の課税の特例措置に係る執務参考資料の周知について

| | | |
|------|---------------|------------|
| | 平成21年2月5日付け | 20生畜第1663号 |
| 一部改正 | 平成23年12月27日付け | 23生畜第2140号 |
| 一部改正 | 平成26年6月30日付け | 26生畜第437号 |
| 一部改正 | 平成29年11月6日付け | 29生畜第756号 |
| 一部改正 | 平成30年12月25日付け | 30生畜第1213号 |

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長通知

市場において肉用牛を売却した場合の売却証明書の発行に関する「Q & A」

(問1) 平成29年度以降の肉用牛売却所得の課税の特例措置の取扱いについて教えてください。

(答) 肉用牛売却所得の課税の特例措置については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号。（以下、「改正法」という））等が平成29年4月1日から施行され、その適用期限が3年延長されました。なお、本特例措置が適用される売却価額の上限や売却頭数については、改正法等の施行前と変更ありません。

(問2) 年間1,500頭を超える肉用牛を売却した場合、1,500頭を超える牛には売却証明書は交付されないのですか。

また、免税措置の要件を満たす肉用牛の年間売却頭数が1,500頭を超えた場合、免税措置の対象となる1,500頭については、どのように選択するのですか。

(答) 特定の市場等で売却した肉用牛のうち100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満又は高等登録牛の牛（以下「免税対象飼育牛」という。）の年間売却頭数の合計が、1,500頭を超えた経営体であっても、市場等に対し売却証明書の発行申請をすることができます。

免税対象飼育牛の年間売却頭数が1,500頭を超えた経営体では、税務申告において免税措置の対象とする1,500頭の積上げは、農家等が自らの選択により実施することが可能である旨の通達が別途税務部局からされています。

また、特定の市場等で売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しない肉用牛及び1,500頭を超える部分の免税対象飼育牛の売却価額について、課税方法の特例措置の適用を受ける場合についても、税務申告において売却証明書の添付が必要となるので、市場等から売却証明書の発行を受けてください。

(問3) 売却証明書を発行することができるのは、どのような市場ですか。

(答) 売却証明書を発行できるのは、以下の市場において売却した場合です。

1 家畜市場

家畜取引法（昭和31年法律第123号）第2条第3項に規定する家畜市場及び同法第27条に規定する臨時市場

2 中央卸売市場

3 条例市場

条例に基づき食用肉の卸売取引のために定期又は継続して開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた市場

4 認定市場

農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体等により食用肉の卸売取引のために定期又は継続して開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた市場

(問4) 市場において行う売却について、せり売又は入札の方法以外に相対取引であっても、売却証明書を発行することができますか。

(答)

1 市場において行う売却の方法については、せり売又は入札の方法以外に、相対取引の方法も排除されておらず、一定の条件を満たせば、相対取引であっても売却証明書を発行することができます。

2 相対取引については、

① 家畜市場にあつては、家畜取引法第15条の規定に基づき、開設者が、相対取引について、都道府県知事の許可を受けて業務規程をもって定めた場合

② 中央卸売市場にあつては、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第9条第2項及び第35条第1項又は第2項の規定に基づき、業務規程において売買取引の方法として相対取引を定めた場合

③ 条例市場にあつては、条例に基づき、市場の開設者が定めた業務規程等業務運営に関する規則において売買取引の方法として相対取引を定めた場合

④ 認定市場にあつては、市場の開設者が業務規程等業務運営に関する規則において売買取引の方法として相対取引を定め、これに基づき、中央卸売市場の取引価格に準拠して公正に定められた取引価格で取引されている場合に認められています。

3 したがって、売却証明書は、その売却が上記で述べたような一定の要件を満たす相対取引において行われていれば、発行することができます。

(問5) 農家等と買参人との間で大まかに売却価格が決められている場合、認定市場は、売却証明書を発行することができますか。

(答)

- 1 農家等と買参人との間において市場で認められている方法以外の方法で取引価格を決定している場合には、認定市場の取引とは認められないので、売却証明書は発行できません。
- 2 なお、農家等と買参人との間で、取引を行う市場が定めた中央卸売市場のセリ売価格の動向をもとに、大筋の取引価格について相談することが商慣習として行われている場合であっても、最終的な価格が市場において認められている方法で決定される場合は、売却証明書を発行することができます。

(問6) 家畜市場を運営する家畜商組合の会員(家畜商)が、他の市場へ売買の斡旋取引をした場合、家畜市場は農家に対して売却証明書を発行することができますか。

(答) 家畜商が行った斡旋取引は、家畜市場の取引ではないことから、家畜市場は売却証明書を発行することはできません。

(問7) 買参人が一者であっても、相対取引として売却証明書は発行できますか。

(答) 市場における相対取引の結果として、取引の相手方が一者であっても、問4のとおり、市場が定めた業務規程等に則って、公正に取引が行われたものであれば、売却証明書を発行することができます。

(問8) 認定市場において開設者と卸売人が異なる場合、売却証明書はどちらが発行するのですか。

(答)

- 1 認定市場については、市場の開設者が農林水産大臣から認定を受けており、当該市場の開設者が売却証明書の発行者となります。
- 2 この場合、開設者は、売却証明書に記載する事項(売却年月日、売却価格、種類、生年月日等)について、卸売人が発行する取引伝票等の取引記録等をもとに売却証明書を発行することとなりますが、市場が定めた業務規程等に則って、卸売人が卸売業務を適正に行っていることが前提となります。
- 3 なお、中央卸売市場等にあつては、卸売人が発行することができます。

(問9) 売却証明書に記載する売却価額は、枝肉の販売代金だけでよいですか。

(答)

1 肉用牛の売却には、

① 枝肉、原皮、内臓等のそれぞれを売却する場合

② 枝肉価格に原皮、内臓等の価額が含まれたものとして枝肉等を売却する場合の両者がありますが、売却証明書の売却価額の欄には、①の場合には合算価額を、②の場合には枝肉価格を記入することになります。

2 なお、仮に、原皮や内臓等の売却代金かと畜手数料と相殺されている場合であっても、売却証明書に記載する売却価額は、枝肉、原皮、内臓等のそれぞれの価額を合算し、と畜手数料と相殺する前の価額を記入することになります。

(問10) 上場申込書等において出荷者名が農家等でなかった場合でも、農家等に売却証明書を発行することができますか。

(答) 売却証明書は、市場の出荷者に対して発行することが原則ですが、出荷者が農家等から委託を受けて市場で売却したこと（農家等が家畜商又は農協等に売却を委託したこと）が委託契約書等で確認できれば、その農家等からの発行申請に基づき、農家等に売却証明書を発行することができます。

(問11) 売却証明書を発行した場合、農家等から発行手数料を徴収することは可能でしょうか。

(答) 売却証明書を発行する際に、実費として手数料を徴収することは可能です。

(問12) 農家等から売却証明書の発行手数料を徴収する場合、売却証明書の発行手数料の金額は、市場の開設者が取引ごとに任意に決定することができますか。また、一部ないし全部の取引についてサービスなどとして無償で売却証明書を発行することができますか。

(答) 市場の開設者が、各々作成する業務規程等により売却証明書の発行について実費相当額を手数料として徴収することは可能です。この場合、発行手数料が過大とならないよう、発行に必要な実費相当額とすべきと考えます。

また、営業努力等により、無償で売却証明書を発行することも差しつかえありません。

(問13) 相対取引にかかる事務処理を、セリ又は入札にかかる事務処理を行う情報処理端末で処理できますか。

(答) 市場の取引に係る事務処理を行う過程で、事務の効率化等の観点から、同じ情報処理端末機等で処理してもかまいませんが、それぞれの取引記録に売買の方法を明らかにしておく必要があります。

(問14) 認定市場において、農林水産大臣の認定を受けた後、卸売人を変更又は追加した後、農林水産省への報告を失念していた場合は、当該卸売人に係る売却証明書は無効でしょうか。

(答) 認定市場の認定手続きにおいて、市場の卸売人が変更又は追加された場合には、農林水産大臣に速やかに報告いただくことが必要です。

なお、売却証明書は、その売却による所得を免除するという特例的な措置を担保しているため、報告書が提出されていない場合には、原則、売却証明書は無効ですが、卸売人の変更又は追加が適正な手続きに基づいて行われ、かつ、新たな卸売人が卸売人としての業務を行っているにもかかわらず報告を失念していた場合などには、売却証明書が有効とされる可能性もあります。

附則

この通知による改正は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）の施行の日から施行する。